

条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集について

(実施機関諮問)

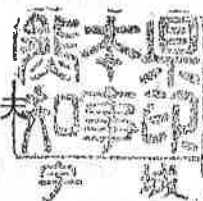
- 1-1 ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務
について (諮問)
- 1-2 参考答申

ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について（諮問）

宇城総振第177号
平成27年7月22日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県知事 蒲島郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 諮問事項
「ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務」について
- 2 条例上の根拠
条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）
- 3 内容
別紙のとおり



ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県央広域本部宇城地域振興局)

項 目	内 容
1 設置車両	宇城地域振興局の公用車
2 設置の目的	職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るとともに交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理を行うため。
3 設置根拠 (法令等)	県央広域本部宇城地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項
4 撮影の対象者	公用車が通行する道路周辺の歩行者及び車両の運転者
5 収集する個人情報 の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が識別できる映像 ・車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	<p>人事課が毎年実施している交通事故（自損事故及び加害事故のみ）報告件数調査結果によれば、10広域本部・地域振興局の中で、宇城地域振興局の事故率が最も高い状況にある。（宇城地域振興局の事故率3.5%。宇城以外は1.1%～2.6%の範囲内。※平成23年度から25年度までの3年間平均）</p> <p>これまでも、局として職員の交通事故、違反の防止に向けた様々な取組みを実施してきたが、依然として事故、違反が発生している状況から、なお一層の事故、違反の低減を図るため、昨年度、局内各課の職員で構成する「交通安全検討会議」を設置し、より効果的な新たな取組みについて検討した結果、平成27年2月に公用車にドライブレコーダーを設置することを決定した。</p> <p>ドライブレコーダーが設置された公用車の運転を通じて、職員の安全運転意識の向上につながることが期待される。また、交通事故やトラブル発生時は、状況確認や原因分析の有効な手段として利用し、迅速かつ適切な処理ができると考えている。</p>

7 ドライブレコーダーの台数と設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7台 ・ 宇城地域振興局の公用車
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="radio"/> 常時録画 ・ 交通事故、トラブル発生時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 発生交通事故、トラブル発生時のみ専用の媒体に保存し、管理責任者が施錠できる執務室内に保管（1月間）</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 交通事故、トラブル発生時 <input checked="" type="radio"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> ・ 交通事故、トラブルの当事者、保険会社、捜査機関（要請があった場合）</p>
10 ドライブレコーダーの取扱要項等	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
11 その他の特記事項	

県央広域本部宇城地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、県央広域本部宇城地域振興局（以下「局」という。）の職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理を図ることを目的として、局の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) ドライブレコーダー

公用車内外の映像、音声を記録する装置をいう。

(2) データ

ドライブレコーダーに記録した映像をいう。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、保健福祉環境部、農林部及び土木部が所管する全ての公用車とし、設置する車両数は、使用頻度等を考慮して各部で次のとおり決定し、総括管理責任者に報告するものとする。設置車両を変更したときも総括管理責任者に報告するものとする。

- ① 保健福祉環境部 2台
- ② 農林部 3台
- ③ 土木部 2台

(2) 作動時間及び記録する映像

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とし、車両前方の映像を記録するものとする。

4 総括管理責任者

総括管理責任者は県央広域本部宇城地域振興局次長とし、データを総括管理する。

5 管理主任及び管理責任者

管理主任はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長とし、ドライブレコーダーを管理する。

管理責任者はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長とし、データを管理する。

6 データの利用及び管理

(1) メモリーカードの取扱い

データを記録するためのメモリーカードは常時ドライブレコーダーに装着し、交通事故等に伴う一定の衝撃があった際のデータは、上書きできないように記録することとする。

運転者は、設置目的を達成するためにデータの確認が必要となった場合のみ取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。

盗難を防止するため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) データの確認、分析

データの確認、分析は、管理責任者及び総括管理責任者並びに総括管理責任者が認めた者のみが行うこととする。

(3) データの保存

管理責任者がデータを確認した結果、設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存し、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

データの保存期間は1月間とする。ただし、交通事故、トラブルの解決又は(5)の①から③に係る対応のため特に必要と認められるときは、県央広域本部宇城地域振興局長(以下「局長」という。)の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

保存期間を経過したデータは、管理責任者において確実に削除するものとする。なお、メモリーカードに記録されているデータが上書きされた場合は、上書きされた時点で適正に削除したものとみなす。

(4) データの利用等の制限

- ① データは、交通事故、トラブル等の確認及び原因分析に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。
- ② ①に定めるデータの利用を行う場合、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者にデータの閲覧、貸与、複写(以下「提供等」という。)をさせてはならない。また、管理責任者は、データの提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。
- ③ データを目的外に利用又は提供等を行う場合は、熊本県個人情報保護条例第8条第2項の規定に基づき行うものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、局長の承認を得て別に定めるものとする。

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年度 データの提供等記録簿

宇城地域振興局 部

期日	相手方の名称	理由	提供等の方法	内容等

県央広域本部宇城地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項(概要)

H27.7.21 宇城地域振興局

○設置目的

- ①職員の安全運転意識及び運転マナーの向上
- ②交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理

○定義

- ①ドライブレコーダー 公用車内外の映像及び音声を記録する装置
- ②データ ドライブレコーダーに記録した映像

○設置する公用車(設置対象の公用車は各部署が所管する全ての公用車)

- ①保健福祉環境部 2台
- ②農林部 3台
- ③土木部 2台



○責任者

- ①管理主任(各課長):ドライブレコーダーの管理
- ②管理責任者(各副部長):データの管理
- ③総括管理責任者(局次長):データの総括管理

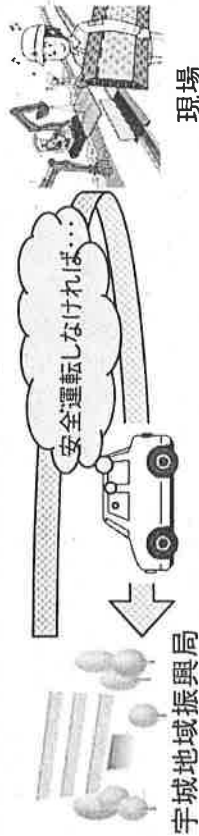


○データの目的外利用及び提供等

- ①県条例第8条第2項の規定に基づいて対応。

○データ(映像及び音声)の記録、管理、利用等

<作動させる時間:局を出発してから帰着まで>

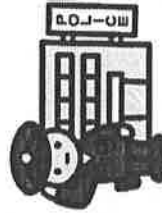


<データの管理及び利用手順>



交通事故発生

メモリーカードの提出



迅速かつ適切な処理

(例)



専用媒体に複写保存
(施錠できる執務室内に保管)
(1か月後に削除)

<利用の原則等>

- データは、設置目的達成のためだけに利用する。
- 盗難防止のため、公用車のドアは全て施錠する。

宇城地域振興局の要項と他の要項等との比較表

H27. 7. 21 宇城地域振興局

ポイント	宇城地域振興局 要項	天草市 基準	神奈川県大和市 要綱	神戸市交通局 運用基準	熊本県庁舎 要項 (防犯カメラ)	八代総合庁舎 要項 (防犯カメラ)
設置目的	・職員の安全運転意識及び運転マナーの向上 ・交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理	・安全運転意識やマナー・モラルの向上 ・事故時等の責任の明確化と適切な事故処理	・職員の安全運転意識及び運転マナーの向上 ・交通事故発生時における事故責任の明確化 ・犯罪捜査への協力による犯罪抑止力の強化	・適切な事故処理 ・交通安全及び乗客サービスの向上	・施設の安全管理及び防犯等のため	・施設の安全管理及び防犯のため
設置対象	・対象車両:各部所管の全公用車 ・設置台数:7台	全ての公用車	全ての公用車	交通局所管の全てのバス	・設置場所:県庁舎及び敷地内 ・設置台数:34台	・設置場所:総合庁舎建物 ・設置台数:5台
作動時間	局を出発してから帰着するまでの間	特に記載なし	運転中	市バス運行時間帯	終日	24時間連続
責任者	①管理主任:所管課長 ②管理責任者:各部副部長 ③総括管理責任者:局次長	①管理責任者:所管課長 ②総括管理者:管財課長	①操作取扱者:統括管理責任者が指名した者 ②管理責任者:車両の使用課の課長 ③統括管理責任者:車両の主管課長	①操作担当者:管理責任者等が指定した者 ②管理責任者:営業所所長等 ③統括管理責任者:運輸サービス課長	①管理責任者:管財課長	①管理責任者:総務振興課長
データの利用	・交通事故、トラブル等の確認及び原因分析のみに利用	・原則として次の場合に利用 ①事故・トラブル等の確認及び事故分析、原因究明 ②ヒヤリハット情報の収集 ③安全運転に資するための研修教材の作成及び安全運転教育への活用 ④市道や農道等の維持管理やごみの不法投棄のためのパトロールデータの確認 ・例外的に利用する場合は、市の条例に従い適切に対処する。	・交通事故、トラブル等の確認並びに事故の分析及び原因究明のみに利用 ・データの取扱いに関しては、要綱に定めるもののほか、市の条例等の規定による。	・原則として次の場合に利用 ①事故・トラブル等の確認及び事故分析、原因究明 ②ヒヤリハット情報の収集 ③安全運行に資するための研修教材の作成及び安全運転教育への活用 ④安全運転指導の実施 ・例外的に利用する場合は、市の条例に従い適切に対処する。	・画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合に(目的を達成するために)行う。 ・閲覧したときは、記録して保存。	・画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合に(目的を達成するために)行う。 ・閲覧したときは、記録して保存。
データの確認、分析を行う者	①管理責任者 ②総括管理責任者 ③総括管理責任者が認めた者	①管理責任者 ②総括管理者	①操作取扱者 ②統括管理責任者	①操作責任者 ②管理責任者	(データの閲覧者) ①管理責任者 ②管理責任者が特に必要と認めた者	(データの閲覧者) ①管理責任者 ②管理責任者が特に必要と認めた者
データの保存	・事故等のデータのみ管理責任者が専用の媒体に保存し、施錠できる執務室内で保管する。 ・保存期間は1月間 ・保存期間経過後は削除	・事故等のデータのみ専用の媒体に保存。 ・保存期間の記載なし。 ・削除に関する記載なし。	・データは撮影時の状態のまま、加工等を禁止。 ・電磁的記録媒体等にパスワードを設定して保存。 ・保存期間は8日間。 ・削除に関する記載なし。	・利用の必要が生じた際に、解析装置を介してDVDに保存。 ・ユーザーID及び暗証番号を設定のうえ、操作状況を記録。 ・保存期間は1年間 ・保存期間経過後は、破砕等を行って廃棄。	・録画装置に保存し、施錠できる執務室内に保管 ・保存期間は14日 ・保存期間経過後は消去	・録画した画像は施錠できる設備内に保管。 ・保存期間は1月間 ・保存期間経過後は消去
データ提供の制限	・総括管理責任者が認めた者に対してのみ提供等可能。 ・目的外の提供等を行う場合は、県条例第8条第2項の規定に基づいて実施。 ・提供等を行った場合は、記録して保管。	・次の場合で、記録された本人の権利利益を侵害しない場合にのみ、必要最小限の範囲で提供可能。 ①捜査機関からの文書による照会に応じた提供等 ②原因分析のために当事者等への提供等 ③法令等に基づく文書による照会に応じた提供等 ・提供等を行った場合は、記録して保管。	・次の場合のみ、必要最小限の範囲で提供可能。 ①捜査機関からの文書による照会に応じた提供等 ②原因分析のために当事者等への提供等 ③法令等に基づく文書による照会に応じた提供等 ・提供等を行った場合は、記録して保管。	・次の場合で、記録された本人の権利利益を侵害しない場合に提供可能。 ①捜査機関からの文書による照会に応じた提供等 ②原因分析のために当事者等への提供等 ・提供等を行った場合は、記録して保管。	・犯罪、事故の操作等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供可能。	・犯罪、事故の操作等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供可能。
その他	・盗難を防止するため、公用車の使用後は全てのドアを施錠。	・ドライブレコーダーを設置している旨を表示。 ・苦情を受けたときは、総括管理者への報告と適切な措置を講じる。	データを外部へ提供したときは、個人情報保護審査会へ報告。	委託営業所の職員についても、運用基準に準じる。	・監視カメラ作動中と表示。	・監視カメラ作動中と表示。

宇城地域振興局における交通事故防止対策の取組状況（平成24年度～平成26年度）

宇城地域振興局

研 修 会

【24年度】

研修名	交通安全研修会
実施日時	平成24年9月19日実施
対象者及び参加者数	宇城振興局及び管内出先機関185名参加
講師	宇城警察署 交通第一課長 高木和寿 警部
講演内容	・交通事故の防止、飲酒運転の根絶 ・宇城管内の交通事故状況等
研修名	交通安全職場研修
実施日時	平成24年11月12日～30日
研修内容	研修教材（DVD）を各課ごとに視聴し、交通事故防止について議論

【25年度】

研修名	交通安全研修会
実施日時	平成25年9月18日
対象者及び参加者数	宇城振興局及び管内出先機関の職員 138名
講師	宇城警察署 交通第一課長 高木和寿 警部
講演内容	・交通事故の防止、飲酒運転の根絶 ・宇城管内の交通事故状況等
研修名	「飲酒運転の根絶に向けて」
実施日時	平成25年12月11日
対象者及び参加者数	宇城振興局及び管内出先機関の職員 133名
講師	特定課題研修担当者
研修内容	・職員による交通事故・交通違反の状況等について ・飲酒運転の防止について

【26年度】

研修名	交通安全研修会
実施日時	平成26年9月8日
対象者及び参加者数	宇城振興局及び管内出先機関の職員 127名
講師	宇城警察署 交通第一課長 高木和寿 警部
講演内容	・交通事故の防止、飲酒運転の根絶 ・宇城管内の交通事故状況等
研修名	飲酒運転の根絶・交通事故の未然防止に向けて
実施日時	平成26年12月10日

対象者及び参加者数	宇城地域振興局及び管内出先機関の職員 116名
講師	特定課題研修担当者
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・局の交通事故防止等に向けた取組説明 ・飲酒運転の根絶・交通事故の未然防止に向けて

(27年度も実施予定)

飲酒運転の根絶に向けた取組み

【24～26年度（27年度も継続中）】

酒気帯び運転等の防止を徹底するため職員はアルコール検知器を利用し運転前に点検を行い、その結果について担当課長等の確認を受けなければ運転してはならないこととし、飲酒運転・酒気帯び運転等の徹底的な根絶を図っている。

宇城交通安全検討会議の設置

【24～26年度（27年度も設置予定）】

交通事故防止について安全運転管理者が、一方的に行う研修や防止策だけでは、職員が受け身になりがちであるため、各課から推薦された職員で交通安全の推進、事故の防止策について議論を行い、実践していくことで職員自らが当事者意識を持ち、事故防止意識を高め積極的な事故防止を図る。

※平成26年度 宇城交通安全検討会議（参考）

開催日	検討内容
第1回 8月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の事故発生状況等報告 ・アルコールチェッカーの活用について ・「交通安全通信 Vol.01」の発行について検討（9月24日発行）
第2回 11月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全マップエリア拡大について検討 ・「交通安全通信 Vol.02」のテーマを検討（11月28日発行） ・その他交通安全対策の検討
第3回 12月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車へのドライブレコーダーの設置について検討 ・宇城交通安全通信 vol.03のテーマについて検討（1月20日発行） ・その他の交通安全対策の検討
第4回 2月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度交通事故等発生状況 ・公用車へのドライブレコーダーの設置について検討 ・宇城交通安全通信 vol.04のテーマについて検討（3月30日発行） ・交通安全危険箇所図について

これまでの会議における検討を受けた取組

① 交通安全危険箇所図の作成【24～26年度】

宇城管内における、職員が通勤や出張時に通行する経路の中で交通事故が起こる危険性が高いと考える地点や区間の情報を局の職員が共有することにより、交通安全への意識を啓発し、実際の走行時には高い意識を持って通行することを目的とし、「交通安全危険箇所図」を作成した。

なお、今後は熊本市内まで対象エリアを拡大して箇所図の充実を図る。

- ② 無事故継続日数【24～26年度（27年度も継続中）】
無事故継続達成日数を各課執務室内に掲示し、職員の交通安全に対する意識の啓発を図る。
- ③ 「めざそう200日交通安全コンクール」への参加【24～26年度（27年度も実施予定）】
宇城地区安全運転管理者等協議会主催の「めざそう200日交通安全コンクール」へ参加。職員5名で1チームを編成し200日間、無事故・無違反を目指す。
※局長表彰
上記コンクールについて200日間無事故無違反を達成したチームを対象に局長表彰を行った。
- ④ 交通安全通信の発行【26年度】
職員による交通事故・違反の防止を推進するため、交通安全意識を啓発することを目的に2ヶ月に1度をめどに情報発信を行った。（1～4号まで発行）
- ⑤ 公用車へのドライブレコーダーの設置【27年度予定】
公用車を運転する職員の事故防止や安全運転への意識を啓発することを目的にドライブレコーダーを購入し設置に向けて準備中。
※個人情報保護条例に基づく事務処理が終わり次第運用を開始。

各部署等の取組

- 1 局全体
 - ・毎週月曜日、各課ごとに「交通安全10の自覚」を唱和する。
 - ・毎日、退庁時に「安全運転10の自覚」の中から1項目を唱和する。
- 2 土木部
 - ・交通安全対策に係る例会（毎月第3水曜日 午前9時～9時30分）
 - ・部長または副部長から交通安全に関する注意喚起
 - ・代表職員が交通安全についての思いや、経験談などを発表
 - ・交通安全対策に関する部内職員からの提案
- 3 農林部
 - ・農地整備課・林務課例会（月1回）の中で実施
 - ・代表職員が安全運転10の自覚を読み上げ、みんなで再確認
 - ・代表職員が交通安全についての思いや、経験談などを発表。